

運営指導における 主な指導事項

介護老人福祉施設 編

埼玉県福祉監査課

防災対策

1. 要配慮者利用施設である場合、避難確保計画を作成すること。また、策定後、市町村に提出すること。
2. 業務継続計画を作成し、計画的に研修や訓練を実施すること。

勤務体制

1. (ユニット型特養) ユニットごとの勤務表を作成すること。昼間はユニットごとに常時1人以上、夜間は2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等が配置されていることが明確に分かるように記録すること。
2. (ユニット型特養) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

身体拘束

1. 身体的拘束適正化委員会を3月に1回以上開催し、施設長は委員会に参加すること。
2. 身体的拘束適正化に係る研修を年2回以上開催すること。また、新規職員採用時には、必ず研修を実施すること。
3. 身体拘束を行っている場合は、定期的に解除について検討すること。

虐待防止

1. 虐待防止のための指針を定め、虐待防止対策検討委員会を定期的
に開催し、施設長は委員会に参加すること。
2. 虐待の防止のための従業者に対する研修を年2回以上開催するこ
と。また、新規職員採用時には、必ず研修を実施すること。
3. 施設における虐待を防止するための体制として、専任の担当者を
置くこと。

施設サービス計画(ケアプラン)

1. 計画は継続的に作成すること。
2. 計画の策定時には、サービス担当者会議又は担当者に対
する照会等を行うこと。
3. 計画に基づくサービス提供前に本人や家族等に計画内
容を説明し、承諾（署名）を得ること。

看護体制加算

1. 看護体制加算（Ⅰ）は「常勤」の「正看護師」を配置すること。
2. 看護体制加算（Ⅱ）は、基準看護職員＋1、「オンコール」体制、観察項目の標準化等が要件となること。

安全対策体制加算

- ・安全対策担当者が安全対策に係る外部の研修を受けていること。